

## 茨城県第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について（概要）

環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が平成29年9月21日付けで変更されたことから、変更後の基本指針を踏まえて「茨城県第12次鳥獣保護管理事業計画」を変更する。

### 1 国の基本方針の変更について

種の保存法施行令の改正（H29.9.1）により、オオタカが国内希少野生動植物種の指定を解除されたことに伴い、以下のとおり、鳥獣保護管理法施行規則が改正され、併せて同法に基づく国の基本指針が変更された。

#### (1) 鳥獣保護管理法施行規則改正の概要

- ① 希少鳥獣の指定解除（法第2条第4項，施行規則第1条の2（別表第1））
- ② 販売禁止鳥獣等の追加，販売の許可に係る販売目的の追加（法第23条，第24条第1項，施行規則第22条，第23条）
- ③ 輸入を規制する鳥獣の追加，特定輸入鳥獣の追加（法第26条第1項，施行規則第27条，第29条，第29条の2）

※①，②は平成30年4月1日施行，③は平成29年9月21日施行

#### (2) 国の基本指針変更の概要（H29.9.21告示）

- ① 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方（Ⅰ第四2（2））  
オオタカの取扱いの基本的な考え方として，違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることを追記
- ② 保護の必要性が高い種に対する捕獲許可の考え方（Ⅲ第四1（4））  
オオタカの捕獲許可及び捕獲個体の取扱いの考え方として，鳥獣の管理を目的とする捕獲を原則認めないとともに，捕獲後の飼養は公的機関に限ることを追記
- ③ 販売禁止鳥獣等の販売許可（Ⅲ第四3－4）  
オオタカの販売許可の際に付す条件として，販売数量は現に保有する数量に限定すること，足環を装着させること等を追記

### 2 茨城県第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

鳥獣保護管理法において，県の鳥獣保護管理事業計画は「国の基本指針に即して定める」と規定されていることから，基本指針の変更内容を踏まえ，茨城県第12次鳥獣保護管理事業計画を変更する。

#### (1) オオタカの捕獲許可の考え方を次のとおり追記（第六1（8））

- ① 原則として，鳥獣の管理を目的とする捕獲を許可しない。ただし，被害防除対策を講じても被害が顕著であり，被害を与える個体が特定されている場合にはこの限りではない。
- ② 鳥獣の管理を目的として捕獲した個体を飼養する場合には，一般流通による密猟の助長を防止する観点から，当面の間，公的機関による飼養を前提とする場合に限り捕獲を許可する。

#### (2) オオタカの販売許可の考え方を次のとおり追記（第六7（2））

- ① 販売を許可する場合に付す条件は，販売する個体の数量を現に保有する数量に限定すること，販売する個体に足環を装着させること等とする。